

議第105号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

第1条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

別表第1 休所日の欄中「月曜日」を「水曜日」に改める。

別表第2 宿泊室兼研修室（宿泊のために利用する場合を除く。）及び会議室の項中「午後1時」を「正午」に、「午後7時」を「午後5時」に改める。

第2条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

別表第2 備考以外の部分中	2,050	を	2,090	に改める。
	1,540		1,570	
	1,740		1,780	
	3,080		3,140	
	2,050		2,090	

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年7月1日
- (3) 第2条及び附則第4項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例の規定による利用の許可の申請その他京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）を供用するために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による山国を家の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 改正後の条例の規定は、第2条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、休所日等を変更する必要があるので提案する。